

アメリカ合衆国における「教育機会の平等」 に関する裁判所の判断基準の変遷

白 石 裕

The Development of Judicial Criteria for the Equal
Opportunity of Education in the United States.

SHIRAISHI Yutaka

はじめに

Alexis de Tocquevill の「アメリカの民主政治」(Democracy in America. 1835) は、当時のアメリカの政治・社会の特質を見事に描写した名著といわれるが、Tocquevill が指摘した特質は今でもアメリカの政治・社会の底流にあって同国の特質を形成しているといえよう。

その Tocquevill がアメリカに最も注目したことは地位の平等ということであった。Tocquevill 自身の言葉によれば、「地位の平等という事実が政治的慣習と法律とを超えて、その影響力を拡大していること、そして政府にも人民にも支配力をもっていることを知った」のであり、アメリカ社会の研究をすすめるにしたがって、「わたくしのすべての観察が帰一する中心点のようなものとしての地位の平等という基本的事実を、たえず、わたくしの前に再発見するようになった」のである¹⁾。いってみれば平等の問題の研究は、アメリカ社会解明の鍵を握っているのである。

地位の平等を含めて一般的に平等観念はアメリカ社会の中心的原理の1つを成し、教育の場においては、それは「教育機会の平等」という理念になっている。平等の理念がかくも重要視されるのはアメリカ社会の成り立ち、あるいは独立宣言や合衆国憲法に示された理念に由来することはいうまでもないが、現実的には文化的背景の異なる多民族から成る社会において公平の原則を立てる必要があること、したがって平等理念の導入が不可欠であるという事情が存在する。

このようなアメリカ社会の特殊性を反映して平等の観念も対立的に見える2つの観念を発展させてきた。著名な経済学者であった Thomas Carver によれば、その1つは、「自分の生活状況を改善する機会の平等、出世して、金持になり、自己の才能を開発する機会の平等」であり、もう1つは、「実際の生活条件の平等であり、それは平等な労働に対する平等な賃金、適当な水準の最低賃金制度、保健・教育・道徳に関する法令、その他の社会的規制によって到達される」ものである²⁾。そしてアメリカ人はどちらの「平等」も愛し、信じてきた。換言すれば、前者の平等は「機会の平等」であり、後者のそれは「結果の平等」である。

Tocquevill が述べたように、「平等の漸進的發展が人類史」³⁾なのであり、アメリカにおいて紆余曲折の過程を経ながらも平等がその広がりや深まりにおいて実現されてきたことは間違いない。そしてその実現において非常に大きな役割を果たしているのが裁判所である。特に平等を強

く求める層は社会的に恵まれない階層に多く、彼らは通常の政策から恩恵を受けることが少ないだけ、特に裁判所に救済を求めるのである。

アメリカの裁判所、特に合衆国最高裁判所（以下、連邦最高裁という）は大きな国内問題の処理にあたって革新的な役割を——いつもそうであるとは限らないが——果たしてきた。連邦最高裁は、「コリッジの言葉をかりると憲法の番人ではなくて、憲法の『思想』——政治制度全体に内在し、従ってその根本的性格を形づくる基本的原則——の番人」⁴⁾なのであり、こうした思想から「司法的積極主義」⁵⁾が生れる。

教育機会の平等も司法的介入がなかったら今日のような発展的状况はありえなかったであろう。それほど裁判所の果たす役割は大きいのである。教育機会の平等をめぐる裁判は数多くあり、そのなかには後に述べるように教育の領域だけではなく、広く社会改革の動因ともなった Brown 判決のような裁判もある。というより人種問題が関連する教育機会の平等をめぐる裁判は、必然的にこの種の問題の、問題提起にせよ、救済措置にせよ、先導的な意義を持った判決が多い。本稿は、アメリカ合衆国の判例、特に、さまざまな訴訟は連邦最高裁で結審することが多いことから連邦最高裁のいくつか代表的な判例を通して漸進的な教育機会の平等の発展に寄与した裁判所の判断基準の変遷について述べることにしたい。なお、州の裁判所もカリフォルニア州最高裁のように画期的な判断基準を示したところもあり、それについては後で述べたい。また、これまでアメリカ合衆国における教育機会の平等をめぐる最大の問題は人種的平等の問題であった。判例もこのような問題に関するものが、圧倒的に多い。次いで大きな問題とされるのが、経済的差別の問題である。これは比較的新しい問題であるが、教育機会の保障とは経済的基盤の問題に帰着することを考えると非常に大きな問題である。人種問題と経済的問題とは共通の基盤を有することが多く、最近の判例でも、訴訟の内容にもよるが、共通の条件を併せ有する場合、むしろ経済的差別の問題として平等問題を問う事件が提起されている。その背景には法律的な人種差別がほとんど廃止されている現在、それでもなお依然として存在し続ける事実上の人種差別に対して経済的な問題からの訴訟を起す傾向があるのではないかと考えられる。教育機会の平等をめぐる裁判問題は人種問題や経済的問題に限らない。比較的古くから係争の対象になってきた問題には生徒の学習能力の問題があるし、最近においては障害児の教育機会の問題、あるいは英語を話せない子どもたちに対する 2 ヶ国語教育提供の問題などがある。社会の変貌、人々の生活条件の変化と共に、平等を求めての訴訟もその内容が変化している。ただ本稿では人種的平等および経済的平等の問題に限って判例を検討することにしたい。

I

まず始めにアメリカ合衆国でいわれる教育機会の平等の概念について検討しておこう。教育機会の平等 (equality of educational opportunity) の概念は多義的な概念であるが、裁判で争われる概念という面からすれば大きく 3 つに分けることができる⁶⁾。第 1 は、機会の平等ということであり、換言すれば教育を受ける、あるいは教育を提供されることへの接近の平等 (equal access to education) ということである。その具体的な内容としては、どの子どもにも最低限度の水準の教育を提供することとか、子ども 1 人当たり同額経費を支出するというようなことがその例である。通例この概念はインプットの段階における平等としてとらえられるが、教育も含

めて一般的に平等という場合には、この機会の平等を指すことが多い。この平等概念は政策的にも計画策定が容易であり、教育行財政の伝統的方法として長い間採用されてきた。ただこの平等概念に従えば、一定水準の教育プログラムは提供されるが、それは最低限度の、minimum levelにとどまる可能性がある。この機会の平等論に立脚した判例を見ると、minimum levelは達成すべきであるという判例もあれば、minimum levelでよいという判例もある。この両者の違いは大きい。前者の場合だと裁判所は救済措置を命ずることが多く、後者の場合だと現状維持を肯定する判決になることが多い。

第2の平等概念は、学習者の取り扱いに関する概念で、日本の教育基本法第4条第1項にも規定しているように、equal treatment of equals、すなわち、学習者の能力に応じて平等な教育の機会を与えようとする考え方である。教育学的にいえば、この平等概念の実現が望ましいことになるのかもしれないが、個人の持つ能力の確定ならびにその程度の客観的評価法について科学的見解が一致していない現在、この平等概念は抽象的理解にとどまらざるをえない。しかしながら、定まった平等概念がないということは、逆にいえば、裁判所や政策当局が平等の定義を自由に決定できるということであり、事実、学習能力の問題について積極的な判断を示した判決もある。裁判所の役割をたんに法令違反を宣言することにとどめず、積極的な救済措置を命ずることにあるとするならば、平等概念が抽象的で確定していないことの意味は十分ある。そのことによって裁判所の自由な解釈を可能とするからである。しかしながら、また裁判所の役割をできるだけ自制しようとする場合には平等概念の曖昧さは、原告に不利に作用することもある。

第3の平等概念は、equality of educational outcome、すなわち、学習者の学習結果の平等に関する概念である。これは「結果の平等」を求める考え方である。この考え方によれば、個人の社会での成功にはacademic achievementが不可欠であり、したがって少なくとも基礎学力においては各人は平等でなければならないというものである。この結果の平等は特に1960年代の公民権運動の展開の中で強調された考え方であり、運動論的意義は高く評価されるが、実際に学校教育の場に適用しようとする場合、あるいは人間能力の発達という面から考えてみると大きな問題にぶつかる。たとえば、結果の平等ということでは子どもの学習能力をすべて同一水準にもっていけるものなのか、あるいはそのように図ることは人間能力に対する冒瀆にならないものかどうかなど多くの疑問が生ずる。結果の平等を図ろうとした判例もある。一般的な傾向でいうと、このような判例は革新的な判決を下した裁判に多いといえよう。ただ結果の平等を強調するあまり、画一的な政策を後に招くことが多いことは否定できない。

以上のように裁判所が審理することの多い教育機会の平等概念の分類に関してその内容と裁判所の対応を述べたが、次に教育機会の平等の問題を審理していくにあたって裁判所が依るべき法的根拠は何であるかといえば、そのほとんどの場合がアメリカ合衆国憲法（以下、連邦憲法という）改正第14条の「法の平等保護」（equal protection of laws）規定と同第5条の「適正な法の手続」（due process of laws）である。州裁判所が審理する場合にも連邦憲法のこれらの規定に依拠するが、州憲法の規定あるいは州の教育法に基づき判決を下す場合もある。

連邦憲法の法の平等保護規定は各州内の管轄区域で起きた問題について、また適正手続規定は連邦政府の管轄区域で起きた法の平等保護の問題に適用される。後者の場合に適正手続が適用されるのは、連邦政府の管轄区域に適用される直接的な法の平等保護規定がないからである。この

改正第14条の法の平等保護規定は「最小限度満足すべきものを定めているというよりは、州の行為の正当化できない不平等について規定している」⁷⁾ のであり、また平等の内容としては「同じような状況にある人は、すべて同じように扱われる」⁸⁾ ことを定めているといわれる。そうだとすれば、先に教育機会の平等概念で述べた第2の概念に相当することになる。法の平等保護規定と適正手続規定とを比較すると、前者の方が後者より、「禁じられている不正に関して、より明白なセーフガード」⁹⁾ になりうるといわれる。

州裁判所が法の平等問題を審理する時に、連邦憲法の規定に依らずに州の憲法あるいは州の教育法の規定に依る場合は、すでに同じような内容の訴訟が連邦裁判所で審理され、しかしながら州裁判所としては逆の判決を下そうとする場合に見られる。特に同じような法的根拠に立ちながら、しかし連邦最高裁と逆の判決を下すことは非常に困難であるので、そのような場合には自州の法に依拠するのである。このような事例は、教育財政改革訴訟の場合に起きている。

連邦憲法の規定あるいは各州の憲法その他の法に基づく判決に依りながら裁判所は、教育機会の平等の問題も含めて平等保護の問題を審理するための判断基準をつくりあげてきた。その判断基準は大枠の基準の場合もあれば、個々の原則のようなものもある。ただ同じ基準といっても全く逆の内容の判決を下す場合に使われることもある。したがって判断基準そのものだけからは平等保護を求める訴訟の結果をもちろん予測できないが、これらの判断基準は平等保護の問題を公平に審理するため歴史的な積み重ねを経てつくりあげられてきたものであり、その意味では教育機会の平等を含めて全体的な平等の保護と促進が計られているといえよう。

それでは裁判所がつくりあげてきた基準とは何か、それを大枠としての基準として示せば次のように3つの基準になる。すなわち、「差別の疑いのある分類基準」(suspect classification)、「基本的利益基準」(fundamental interest)、「合理性テスト基準」(rational basis test)である。ここで「差別の疑いのある分類基準」に入るとされているのは、人種、宗教、生国(national origin)であり、最近の判例では教育機会の経済的基盤を成す財産(wealth)が入るものかどうか争われている。もし入ることにでもなれば、後に述べる理由により教育機会の平等を強力に推進する法的装置となる。

「基本的利益基準」のなかに入るのは憲法にそれについて規定があり、特別の保護を必要とする事項が該当し、言論の自由、投票権、信教の自由などがそのなかに入るとされる。連邦憲法には教育の規定がないことから教育は基本的利益ではないとする判旨が多いが、後で述べるように教育の基本的利益説を支持する判旨も少なくない。「差別の疑いのある分類基準」と同じく、教育が「基本的利益」であることが通説になれば、教育機会の平等をめぐる裁判はそれを求める当事者にきわめて有利に展開することになる。「合理性テスト基準」は、この2つの基準に比べると、かなり緩やかなものであり、州当局は自己の措置の合理性だけを立証すればよいことになっている。この合理性を州当局が主張する時に教育の地元支配(local control of education)などがよく立論の根拠とされる。

この3つの基準を区別する実益は次のようなことにある。すなわち、ある州の行為、あるいは措置が差別の疑いのある分類基準、あるいは基本的利益基準を裁判所によって適用されると、州当局は裁判所による「厳重審査テスト」(strict scrutiny test)を受け、それに耐えるためには州の行為、もっと具体的にいえば、あることについての州の区別(distinction)、あるいは分類

(classification) が「強い公共利益」(compelling state interest) を有すること、およびそれらの区別が州当局の目的を促進するためにぜひとも必要であることを立証しなければならない。かくてこの2つの基準は州にはるかに困難な課題を負わせることになり、通常、原告が勝訴する。これに対して裁判所が合理性テストを用いた場合には州当局が自己の行為の合理性を立証すればよいことから、州に有利に作用する。したがって平等をめぐるある問題について裁判所がどの基準を用いるかは判決の上で決定的な要因となる。

この判断基準は長い裁判の歴史の過程でつくりあげられたものであり、教育機会の平等問題に関する多くの裁判もその過程に参画している。アメリカ合衆国の法体系は判例を基にするため上で述べた分類もある1つの法律に明文化されているわけではなく、ある判例の中で示された原則なり、判断基準が後の判決に援用され、それが積み重ねられていくという過程を辿る。

以下に、初めは教育の場における人種問題に関して、次いで経済的差別問題に関して裁判所、特に連邦最高裁がどのような判断基準を示したのかをいくつかの判例を見ながら検討してみたい。

II

教育機会の人種的平等について始めに画期的な判決を下したのは、Brown 判決 (Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483, 1954) である。同判決は、それ以前に長い間、アメリカ合衆国の法の平等保護に関して一大原則をつくりあげていた Plessy 対 Ferguson 事件の判決 (Plessy v. Ferguson, 163 U. S. 537, 1896) の「分離はすれど平等」(separate but equal) の原則を破棄したものであった。ただ Plessy 判決文において、反対意見としてアメリカ合衆国憲法は「肌の色無関係基準」(color-blind standard) の原則に立っているという注目すべき見解が出されている。すなわち、そこでは「われわれの憲法は color-blind であって、市民の間に分類を設けることを認めていないし、耐えもしない」との見解が示され、初めて「差別の疑いのある分類」(suspect classification) に人種を適用させることを示唆した点で注目されるのである。また Plessy 事件の判決でもう1つ注目されることは、同判決の中で「ルイジアナの法令が合理的な規制であるかどうか」と述べて、法の平等保護規定の判断基準に「合理性基準」を導入したことである。

Brown 判決に直接影響を与えた判例には、McLaurin 事件の判決 (McLaurin v. Oklahoma State Regents, 339 U. S. 637, 1950) および Bolling 事件の判決 (Bolling v. Sharpe, 347 U. S. 497, 1954) がある。前者の判決では連邦最高裁は黒人の学生が白人学生との知的な接触を妨げられている結果として、不可視的要因 (intangible factors) において差別待遇を受けていると述べ、たんに物的条件が同じでも分離教育は教育機会の平等を奪っているとの見解を示したのであった。

また後者の判決では原告がコロンビア地区に住む黒人生徒であったため合衆国憲法改正第5条の適正手続規定が適用された判決であるが、同判決はこれに関して次のように述べる。「改正第5条には、法の平等保護規定はない。しかしながら、差別待遇が正当化できないものであれば、それは第5条の適正手続規定にも違反するということになる。……人種のみを基とした分類 (classification) は、特別な配慮をもって審査 (scrutinize) されなければならない。というのは

その分類はわれわれの伝統に反するものであり、それゆえ憲法上からいって疑わしき差別 (suspect) である。」このように *Bolling* 事件の判決に今日の平等保護の判断基準となっている *classification, scrutiny, suspect* という語が使われていることが注目される。この判決において初めて「差別の疑わしき分類」(suspect classification) は法の平等保護に抵触することが示されたのである。

疑わしき差別の分類基準が提示されたことによって裁判所の平等保護規定の判断基準も新たな発展段階を迎えることになるが、長い間、差別待遇の問題は人種問題が中心であった。その人種問題に平等保護の法的救済を図ったのが *Brown* 判決である。*Brown* 判決の判決文によりながら、この判決の意義を見てみると、第1に、同判決は、*Plessy* 判決以降支持されてきた「分離はすれど平等」の原則を連邦憲法改正第14条の平等保護規定を適用して破棄したことである。判決は次のようにいう。「人種のみを基にした公立学校における子どもの分離は、物的ならびに可視的なその他の要因が平等であっても、マイノリティ・グループの子ども達の平等な教育の機会を奪っていることになるのだろうか。本法廷はそのとおりだと考える。」さらに続けて『本法廷は、公教育の分野においては『分離はすれど平等』の原則は占めるべき場所を有しない。……原告は改正第14条で保障されている法の平等保護を奪われている』と述べる。換言すれば、同判決は、*de jure segregation* (法令上の、あるいは政策上の人種的分離) を違憲とする判決の先鞭をつけたのである。

Brown の判決の第2の意義は、同判決が「教育は恐らく州および地方政府の最も重要な機能である」と述べ、教育の重要性を指摘したこと、また「州が責任を負う(教育の)機会は、すべての人に平等な条件で提供されなければならない権利である」と述べ、教育を受けることは権利であることを示したことである。首席判事であった *E. Warren* は、当初、教育は基本的利益であるとの判決文を挿入しようとしたが、他の判事の反対にあって断念したという¹⁰⁾。もし教育が基本的利益であるとの判決文が出ていたらその後の教育裁判は、すでに述べた理由により、さらに飛躍的な展開が期待できたものと思われる。

第3に、*Brown* 判決の注目すべき点は、*McLaurin* 判決を引用しながら、分離がもたらす劣等感意識に触れたことである。裁判所が人間の心理にまで踏み込む、あるいは当事者の行為を心理的側面からとらえようとする試みには司法の内部、外部からの批判が相当ある。*Brown* 判決は、社会心理学者 *K. Clark* の説を引用して原告の心理的機制を説明しているが、それに対して戸惑いと強い批判が寄せられた。確かに、法理に従って審理すべき裁判所が、さまざまな批判が多く出るであろう社会科学的証拠に頼って判決を下すことには今の段階でも難しい点がある。ただ人種問題は、*G. Myrdal*¹¹⁾ や *R. Merton*¹²⁾ の指摘するように、人間の意識に深く根ざしているものであり、このような裁判における人間の心理、あるいは意識の考慮は1つの興味ある問題提起をしたといえよう。以上のように *Brown* 判決は教育機会の平等をめぐる裁判における判断基準に発展的設定を画したものと評価できるのである。

この *Brown* 判決の1年後、*Brown* 第2判決が出された (*Brown v. Board of Education*, 349 U. S. 294, 1955). *Brown* 第2判決は同第1判決の命令を実施させるための判決であったが、第2判決は学校非分離 (school desegregation) の責任を連邦地区裁判所ならびに地方教育委員会に委ねた。ただ判決は係争の対象となった学校の非分離実施期日を明確に定めず、「あらゆる慎

重な速さで」(with all deliberate speed) 救済措置を行うように指示したにとどまったが、そのことが判決内容の実施を遅らせ、ひいては人種問題の解決を遅らせることになった。

Brown 判決に続いて人種的平等問題について1つの前進を示す判決が出たのは、Brown 判決後10年以上を経た Green 事件の判決 (Green v. County School Board, 391 U. S. 430, 1968) においてであった。この事件は憲法ならびに法令において公立学校における人種的分離教育を認めているヴァージニア州に対して連邦最高裁が明らかに分離教育をしている学校の廃止を命令し、人種統一学校 (unitary nonracial system of public education) への移行を命じた判決であった。本稿の問題意識に沿って Green 事件判決の意義を考えてみると、第1に、それは de jure segregation を明白に禁止したことである。この人種的分離は、裁判の審理において通例、de jure segregation と de fact segregation (事實的、偶然的な人種的分離) との2つに分けられるが、Green 判決は前者の禁止を命じたのである。第2に、同判決は一見、中立的なものと考えられる教育政策に対して問題を投げかけ、より積極的な州の「差別是正義務」(articulated duty) を要求したことである。要するに、Green 判決は教育の場における人種的不平等は疑わしき差別の分類に該当し、したがってそれを是正すべき具体的な救済措置を命じたのである。

Green 事件の判決の後、1971年に Swann 事件の判決 (Swann v. Charlotte-Mecklenburg Board of Education, 402 U. S. 1, 1971) が出た。この事件は、人種別に生徒を2つに分けて学校教育を行っていたノースカロライナ州で起きた事件である。連邦最高裁は、このような複線型学校制度を廃止して、直ちに統一学校制度 (unitary system) をつくるように命じた。Swann 事件判決の意義は、第1に、それはノースカロライナ州というアメリカ南部の州ながら首都に起きた事件であり、判決であったということである。Brown 事件にせよ、Green 事件にせよ、郡 (county)、あるいは南部の田舎で起きた事件であったが、Swann 事件は都市部で起きた事件であり、他の地域と多くの共通性、一般性をもつ学区に対して裁判所が分離教育を生み出している条件を排除することを命じたのである。

Swann 判決の第2の注目すべき点は、政策側の意図を問題にしたことである。同裁判において被告であった教育委員会は、次のように述べて分離教育政策の意図はなかったと反論をする。「現在の人種別通学区域のパターンは、教育行政当局による意図的な割り当てによるものではなく、居住パターンの結果である。……法令は人種的分離学校を定めているわけではなく、また分離教育を行おうとする教育行政当局の意図もないわけであるから、(現在の通学区のパターンは) 違憲ではない。学校は偶然、分離されているに過ぎない。近隣地区が人種別に高度に分離されている学区においては、通学区域も結果として人種別に分離されたものになる」と。

連邦最高裁は、このような教育委員会の主張を斥け、通学区域の設定を意図的に慎重に運営された政策であるという。要するに、最高裁は、州憲法や法令には分離教育が規定されていないにも拘らず、政策当局の意図によって生ずる de jure segregation を問題にしたのである。

裁判所が政策当局の意図を問題にすることは、すでに Brown 判決について述べたように、人種問題が関連する教育機会の平等問題に1つの問題提起、前進を示すものであるが、裁判所が当事者の意図を推測することに批判も強い。この点について Swann 判決の多数派意見に対して Powell 判事は次のように反対意見を述べる。「本法廷は、教育委員会の人種分離の意図という曖昧で、つかみどころのない要因を基にして審理している。本法廷は、教育委員会の行為の結果、

あるいは効果を見ようとせず、分離の意図を見つけだそうとしている」と。

さらに、Powell 判事によれば、de jure segregation と de fact segregation の区別は無意味であるという。それは、Brown 判決後、法令上の分離が次第に廃止されるようになってきたばかりか、州のより積極的な「差別是正義務の原則」(affirmative duty doctrine) が台頭してきたからという。

裁判所が政策当局の意図に深く踏み込んだ判例としては連邦裁判所コロンビア地区上訴裁判所が下した Hobson 事件の判決 (Hobson v. Hansen, 269 F. Supp. 401, 1967) がある。同判決は「予言の自己成就」という社会心理学上の概念を用いてコロンビア地区学校で行われていたトラック・システムの問題点を指摘したが、その概念を判決理由そのものには用いなかった。やはり、人間の主観的意図を扱うことにはまだ課題が多いということであろう¹³⁾。

Swann 判決の第3の意義は、事件解決のための裁判所の救済措置について見解を示したことである。通常、裁判所は法令違反を見つけただけではなく、救済措置を命ずることも多い。連邦最高裁の場合には同最高裁で違憲判決を下すと、原審裁判所に差し戻し、救済措置をとらせる。この救済措置に関する裁判所の役割について Swann 判決は次のように述べる。「裁判所の救済権限の範囲について……重要なことは、裁判所の権限は違憲の場合にのみ発動されるということであり……『救済のために』裁判官に学校当局の靴を自動的に履かせるものではない」と自制的な見解を述べながらも、「学校当局が指示された救済措置を実施する義務を怠った場合には、連邦地区裁判所は統一学校制度の実施という救済措置を行使する権限を有する」と述べ、積極的な裁判所の役割をも示唆している。

このように人種問題を中心にした教育機会の平等をめぐる裁判所の積極的な役割、そしてその下での判決の判断基準の精緻化が進行している時に、その流れを後退させたと批判を受けることになる判決が出された。それは Milliken 事件の連邦最高裁の判決 (Milliken v. Bradley, 418 U. S. 717, 1974) である。この判決は、より広範囲な人種統合教育を命じた下級裁判所の判決を連邦最高裁が逆転判決したものである。同判決は下級審の救済措置を斥ける理由として、教育の地元支配 (local control of education) を挙げる。同判決はこの点に関して次のようにいう。「公教育におけるいかなる伝統も学校の運営についての教育の地元支配ほど深く根をおろしているものはない」と。

連邦最高裁が、教育の地元支配を根拠として現存する教育体制を支持する判決を下したのは、Milliken 事件が初めてではない。後にも述べるように、その前年 (1973年) に出された Rodriguez 事件の判決においても教育の地元支配が主要な判断基準となっている。したがって Milliken 判決は Rodriguez 判決を踏襲したのであるが、両判決とも連邦最高裁は後退したとの批判を招いたのであった。

Milliken 判決で注目すべきことは、むしろ下級審での判決であり、そこで公立学校制度を運営していく上で州の全面的責任を問うていることである。この点は重要な指摘であり、地方学区の問題に州の責任を問う重要な問題提起を行った判決であると評価できよう。

Milliken 事件はその後、下級審での原告が被告となり、裁判が継続し、Milliken 第2判決 (Milliken v. Bradley, 433 U. S. 267, 1977) となって結審するが、同第2判決で注目されることは、下級審が救済措置として命じたいくつかの教育上の措置、たとえば、通学区区域への生徒の

配置、補償教育、教員研修、ガイダンス・カウンセリング計画などが争われたことである。最高裁ではこれらの救済措置は斥けられた。同判決の中で Powell 判事は、「地方裁判所は、教育長と教育委員会の役割を引き受けている」と述べて、裁判所が具体的な教育内容にまで救済措置の範囲を広げることの問題があることを指摘する。下級裁判所の救済措置の範囲については、最高裁の判断も揺れ動いており、一定していないが、Milliken 判決の後の Dayton Board of Education 事件の判決 (Dayton Board of Education v. Brinkman, 433 U. S. 406, 1977) では、最高裁は Milliken 判決と Swann 判決とを引用しながら、「違憲であることが発見されたならば、下級裁判所は違憲の性質と程度に応じて救済の範囲を指定できる」と述べて、下級裁判所の積極的かつ柔軟な対応を認めている。

III

裁判所の判断基準として財産 (wealth) および基本的利益 (fundamental interest, あるいは基本権《fundamental right》ともいう) が争われるようになったのは比較的最近のことである。本節ではこの2つの基準の問題をカリフォルニア州最高裁が下した Serrano 事件の判決、およびその判決と全く逆の判決を下した連邦最高裁の Rodrigues 事件の判決を通して検討してみよう¹⁴⁾。

Serrano 事件の判決 (Serrano v. Priest, 96 Cal. Rptr. 601, 487 P. 2d 1241, 1971) は、原告が地方財産税に依存しているカリフォルニア州公立学校財政制度は学区間生徒1人当たり教育費収入にかなりの差を生じ、その結果、教育機会の質と程度に不平等を生じており、それは連邦憲法改正第14条およびカリフォルニア州で定める法の平等保護規定に違反すると訴えたのに対し、同州最高裁が原告の提訴をほぼ全面的に認めた判決である。

すでに述べたように、アメリカ合衆国における教育機会の平等に関する判例は、これまで人種的差別に関するものが圧倒的に多く、経済的差別に関する判例はきわめて少ない。したがって依るべき先例がほとんどないこのような訴訟に対してカリフォルニア州最高裁がどのような判断基準により判決を下すのか、非常に注目されたのであるが、同最高裁は、「差別の疑いのある分類基準」と「基本的利益基準」とを併用したのである。判断基準の未確定な経済的差別の疑いのある教育機会の問題にこれらの基準を用いたことは、この問題が人種差別と同じような強い程度で違憲判決となることを宣言したようなものである。

Serrano 判決は、差別の疑いのある分類の基準を用いて学区の財産の多少に左右される現行の財政制度に対して違憲判決を下しているが、判決文の冒頭で全体意見として Sullivan 判事は次のように述べている。「本法廷は、カリフォルニア州公立学校財政制度は子どもの教育の質を両親と近隣の財産の函数にしているがゆえに、貧困な者を差別していると認める。」

判決は、このように「子どもの教育の質を親や近隣の財産の函数にしてはならない」と述べることによって、学区間の財産の違いが経済的差別 (wealth discrimination) になりうることの根拠に「財政中立の原則」を唱える。財政中立の原則とは、この原則を提唱した Coons によれば、「公教育の質は、州全体の財産の函数であるべきであって、ある1つの財産だけの函数であってはならない」¹⁵⁾ というものである。すなわち、子どもの教育の質が、具体的には教育費支出水準が学区の財産状況に対して中立的であるべきこと、このことがこの原則のいわんとするところで

ある。

このようにこの原則は「あってはならない」と否定形で述べており、具体的は提案をしていない。ここにこの原則のもう1つの狙いがある。財政中立の原則を理論化した Coons によれば、「セラノ判決が何をいっていないかを強調することが大事なことである。」すなわち、「判決がいつているのは、現在の制度が違憲であるということであって、ボールはまさに議会の手の中にある。¹⁶⁾」つまり、財政中立の原則のもう1つの目的は、Coons によれば、救済の担い手は議会にあることを暗に示すにある。判決が特定の選択を提案しなかったことは、財産の多少に基づく学区間の教育費収入・支出の違い、そしてその相関関係を問題にしながらも、判決は教育費支出の平等を求めなかったことにみることができる。「本法廷は、『憲法の規定が』等しい教育費支出を求めるものとは解釈しない」のである。要するに、教育機会平等に関して判決は、機会の平等とも、結果の平等とも明示せず、先に述べた第2の定義を採用している。

Serrano 判決は、また判断基準として基本的利益基準を採用するが、これはまた原告の主張を認めたものである。原告は、現在の公立学校制度は財産の多少に基づく経済的差別の疑いがあるだけではなく、それはまた基本的利益たる教育の在り方にも抵触していると主張する。そして判決は、以下の3点から教育が基本的利益であると述べる。すなわち、第1は個人および社会にとつての教育の重要性、第2は連邦最高裁が経済的差別問題に関連した判決で基本的利益であると裁定した刑事被告人の権利および投票の権利と教育との比較、第3は政府の他の機能と教育機能との比較である。

この Serrano 判決の後、連邦最高裁による Rodrigues 判決が出た。この判決は、後に見るように Serrano 訴訟と同じ内容をもつ訴訟であるにもかかわらず、棄却判決を下したものである。いわば Serrano 判決を真向から否定したのである。Serrano 事件は判決後、被告であった州教育委員会が判決を不服として訴訟を起し、審理が始まるが、その過程で Rodrigues 判決が出たのである。

州教育委員会はこの Rodrigues 判決を盾にとり、Serrano 判決が依りどころとした連邦憲法改正第14条、そして連邦最高裁の判例を引用しての「差別の疑わしき分類」、「基本的利益」、「厳重審査テスト」の適用は、もはや意味をなさぬと主張した。この反論に対して第1審裁判所は、連邦憲法改正第14条の適用はとりやめたが、カルフォルニア州公立学校財政制度は判決後の改革にもかかわらず、なお財産の多少に基づく学区間の教育費支出の不平等は存在していることを認め、同制度は法の平等保護を規定したカルフォルニア州憲法の規定に違反しており、無効であると裁定した。同州最高裁もこの裁定を支持し、Serrano 第2判決となって結審した。Rodrigues 判決の影響により、法の平等保護の憲法上の根拠を連邦憲法から州憲法に変えたことが注目される。

Serrano 第2判決でもう1つ注目すべき点は、控訴裁判所が判決の時点(1974年)から6年間に学区間の生徒1人あたり教育費支出の差異を100ドル以内に留めるように州当局に命じたことである。同最高裁もこれを支持した。Serrano 第1判決で何も具体策を示さなかった最高裁が、第2判決では救済措置を示したのである。その内容は結果の平等であるといえよう。

Rodrigues 事件の判決 (San Antonio Independent School District v. Rodrigues, 411 U. S. 1, 1973) は、最初、テキサス州サンアントニオ市に住む Rodrigues らが原告となって学区間教

育費支出の不平等を生じている地方財産税に依拠したテキサス州公立学校財政制度は、財産による差別をしており、またそのことによって基本権たる教育権を侵害しており、それは法の平等保護に違反すると連邦地裁に申立てたのであった。

この事件を審理した連邦地裁は原告の主張を認め、同州学校財政制度に違憲判決を下すが、この判決を不服として被告である州教育委員会等州当局は上訴し、連邦最高裁は下級審の判決を破棄した。逆転判決であった。

連邦地裁が用いた判断基準は Serrano 判決型の厳重司法審査テストであったが、最高裁は地裁が用いた厳重審査テストの適用に反対し、本件は厳重な司法審査基準に従って州の法律を審理するに適切な訴訟事件ではないと論じ、憲法的な意味における差別の疑わしい階級や財産による差別の存在を否定し、また教育の基本権利説も斥けた。そして最高裁は、それに代えるに「合理性テスト基準」を用い、テキサス州学校財政制度は州内のあらゆる子どもに適切、かつ最低基準の基礎教育を与え、また教育の地元支配を認め、奨励するなど州の目的に合理的な関係をもっていと述べた。要するに、地裁が同学校財政制度を法の平等保護違反と認めたのに対して、最高裁はそれを同州の教育規定にいう適切、かつ最低基準の基礎教育および教育の地元支配という観点から合憲判決をしたのである。教育機会の定義からすれば、それは機会の平等論を採用したといえよう。

Rodriguez 判決は連邦最高裁による判決だけにその影響は大きく、以後の裁判において教育機会の平等をめぐる訴訟、特に経済的差別の問題に連邦憲法に定める法の平等保護規定を適用することの難しさ、基本的利益あるいは基本権基準採用の難しさを与えた。しかしながら、この判決によって副次的効果も生れた。それはニュージャージー州最高裁による Robinson 事件の判決 (Robinson v. Cahill 303 A. 2d 273, 1973) に示されるように、法的根拠を平等保護規定だけでなく、各州憲法の、あるいは法令の教育規定にも依拠するようになったことである。これによって教育機会の平等をめぐる裁判所の判断基準も新たな広がりを示そうとしているのである。

以上のように本稿では、人種的平等、経済的平等の問題に限って教育機会の平等問題に関するいくつかの代表的判例を通して、裁判所の判断基準の発展・変遷を見たが、すでに述べたように、教育機会の平等問題は、人種問題、経済的地位の問題に留まらず、アメリカ合衆国での事例に即していえば、知能や学習能力の問題、障害者の学習条件の問題、英語を話せない子ども達にたいする教育の問題など多数あり、さらに拡大する傾向を示している。その内容からいえば、個人の責任に属さない要因の除去ないしは改善という形で進んでいるといえよう。まさに Tocquevill がいうように、平等の漸進的発展の歴史である。今後、裁判所が新たな問題に対処するためにどのような判断基準、あるいは原則をつくりあげていくのが注目される。

最後に、本研究の1つの方向としての平等の拡大に伴う最も中心的な問題の1つに触れておきたい。それは Tocquevill がすでに指摘したことでもあるが、民主的社会における平等達成の願望には終りがなく、したがって願望の成就が望めないばかりか、より一層平等な状態が却って社会を停滞させる可能性があるのではないかという問題提起である。Tocquevill 自身の言葉によれば、「すべての人々が殆ど平等化されているときには、どんな小さな不平等も眼につく。そのために、平等への願望は、平等が一層増大するにしたがって、常に一層飽くなきもの、いやしがたいものとなってゆく」のであり、「期待と願望とはしばしば欺かれ」、「豊かさの中で……特異

な憂鬱，……生活の倦怠」などを覚えるのである¹⁷⁾。そして裁判所の果たしてきた平等化促進の役割と結果についてこのような点から大きな批判も出ている。このような点については他稿で検討したい。

注

- 1) A. トクヴィル著井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治』上，21頁，講談社，昭和62年
- 2) ラッセル・B・ナイ著原島善衛訳『アメリカの知性』，477頁，北星堂書店，昭和54年
- 3) A. トクヴィル著前掲書，27頁
- 4) デイビッド・P・カレオ著加藤雅彦訳『アメリカの政治』，116頁，サイマル出版会，1980年
- 5) G. ギルモア著望月礼二郎訳『アメリカ法の軌跡』，131頁，岩波現代選書，1984年
- 6) 本稿の教育機会の平等をめぐる定義については，Arthur E. Wise: Rich Schools, Poor Schools, pp. 143-194 (1972) を参考にした。
- 7) Mark G. Yudof, David L. Kirp, Tyll van Geel, Besty Levin: Educational Policy and The Law, p. 426 McCutchan Publishing Corporation, 1982.
- 8) idid., p. 415
- 9) ibid., p. 416
- 10) ibid., p. 427
- 11) G. Myrdal は，その著 An American Dilemma で「アメリカ黒人の問題は，アメリカ人の心の問題である」と述べている。(同書2頁，Harper & Row, 1962)
- 12) R. Merton はその著 Social Theory and Social Structure (森東吾他訳『社会理論と社会構造』)の中で「予言の自己成就」の概念は，「現代アメリカのダイナミックな民族的人種の葛藤を深く立ち入って説明するもの」と述べている。(同書477頁，Free Press, 1957)
- 13) Hobson 判決については拙稿「トラックシステムと予言の自己成就—判例にみるアメリカの教育(1)—」(京都大学医療技術短期大学部紀要第2号，1982)を参考のこと。
- 14) Serrano 判決と Rodrigues 判決については，次の拙稿を参考にした。「経済的差別と教育の機会均等—判例にみるアメリカ教育(2)—」(京都大学医療技術短期大学部紀要第4号，1984)
「適切な教育と教育の地元支配—判例にみるアメリカ教育(3)—」(同紀要第5号，1985)
- 15) John E. Coons, William H. Clune, Stephen D. Sugarman: Educational Opportunity, 57 California Law Review, p. 305, 362-363, 1963
- 16) California Legislatue Senate Committee on Educaton & Senate Select Committee on School District Pinace: Frceedings of Hearing, Serraro v. priest, pp. 18-19, October 20, 1971
- 17) A. トクヴィル著，前掲書下，250-252頁